

別表第2号 第27条第3項に定める事務委託先金融機関

整理番号	名称	住所	その行う業務
1	株式会社りそな銀行(①)及び 株式会社日本カストディ銀行(②)	①大阪市中央区備後町2-2-1 ②東京都中央区晴海1-8-12	・積立金の管理に関する事務 ・積立金の運用に関する契約に係る預金通帳、有価証券その他これに類するものの保管に関する事務 ・給付(脱退一時金を含む)の支給に関する事務
2	三菱UFJ信託銀行株式会社(①)及び 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(②)	①東京都千代田区丸の内1-4-5 ②東京都港区浜松町2-11-3	・積立金の管理に関する事務 ・積立金の運用に関する契約に係る預金通帳、有価証券その他これに類するものの保管に関する事務 ・給付(脱退一時金を含む)の支給に関する事務
3	三井住友信託銀行株式会社(①)、 株式会社日本カストディ銀行(②) 及び株式会社SMBC信託銀行(③)	①東京都千代田区丸の内1-4-1 ②東京都中央区晴海1-8-12 ③東京都港区西新橋一丁目3番1号	・積立金の管理に関する事務 ・積立金の運用に関する契約に係る預金通帳、有価証券その他これに類するものの保管に関する事務 ・給付(脱退一時金を含む)の支給に関する事務
4	株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1-8-12	・積立金の管理に関する事務 ・積立金の運用に関する契約に係る預金通帳、有価証券その他これに類するものの保管に関する事務 ・給付(脱退一時金を含む)の支給に関する事務
5	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町2-2-2	・積立金の管理に関する事務 ・積立金の運用に関する契約に係る預金通帳、有価証券その他これに類するものの保管に関する事務 ・給付(脱退一時金を含む)の支給に関する事務